

ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書

請願
第2号 ▶ 採択

「ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書提出」に関する請願

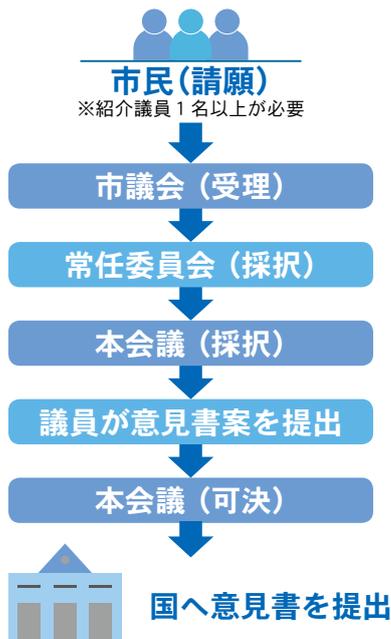
問 ゲノム編集技術応用食品を摂取したときの人体への影響について明確なエビデンスや人体に与える影響について、どのように考えているのか。明確なエビデンスが示せない場合、なぜ表示を求める必要があるのか。

答 人体に与える影響の有無や危険性もまだわからないため、消費者として表示義務を求め選べる権利がほしいという請願である。

議提案
第6号 ▶ 可決

白岡市議会から国へ意見書を提出することが決定

市民の声が国への意見書になるまで



ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書

ゲノム編集技術とは、生物が持つ遺伝子の特定箇所を切断し、遺伝子が担う形質を改良する技術であり、この技術を用いて作られるゲノム編集技術応用食品には、健康維持を目的としたものや、食料の安定供給に貢献するものなど様々なニーズがあり、こうしたニーズに対応するために研究開発が進められている。

我が国において、ゲノム編集技術応用食品のうち、外来遺伝子及びその一部が除去されていないものは、遺伝子組換え食品として、食品安全性審査や食品表示基準に基づく表示が義務付けられているものの、現在の表示制度では、消費者が遺伝子組換えでない食品を選択する上での情報が十分ではないとの指摘がある。

また、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能であることなどを理由に、食品の安全性に関する審査は行われておらず、食品表示基準に基づく表示の対象外とされている。

このため、消費者からは、商品を知る権利及び選ぶ権利を担保するために、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品についても食品表示基準に基づく表示を行うことを求める声が上がっている。

よって、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 様
消費者庁長官 様
埼玉県白岡市議会議長 中川 幸廣

<令和7年度 特別会計補正予算>

※1万円未満四捨五入

| 議案 | 区分 | 補正前予算額 | 補正額 | 補正後予算額 |
|-------|----------------------|-----------|--------|-----------|
| 第104号 | 国民健康保険(第2号) | 46億2155万円 | 573万円 | 46億2728万円 |
| 第105号 | 介護保険(第2号) | 44億3396万円 | 1000万円 | 44億4396万円 |
| 第106号 | 白岡駅東部中央土地区画整理事業(第3号) | 4億5553万円 | ▲548万円 | 4億5005万円 |

<令和7年度 公営企業会計補正予算>

※1万円未満四捨五入

| 議案 | 区分 | 補正前予算額 | 補正額 | 補正後予算額 | |
|-------|---------------|--------|-----------|---------|-----------|
| 第107号 | 水道事業(第2号) | 収益の収入 | 11億7059万円 | 0円 | 11億7059万円 |
| | | 収益の支出 | 11億6527万円 | ▲138万円 | 11億6389万円 |
| | | 資本の収入 | 1億8397万円 | 0円 | 1億8397万円 |
| | | 資本の支出 | 4億3403万円 | 90万円 | 4億3493万円 |
| 第108号 | 公共下水道事業(第2号) | 収益の収入 | 10億1322万円 | ▲1252万円 | 10億 70万円 |
| | | 収益の支出 | 9億9674万円 | ▲1252万円 | 9億8422万円 |
| | | 資本の収入 | 6億4980万円 | ▲3981万円 | 6億 999万円 |
| | | 資本の支出 | 9億7503万円 | ▲4130万円 | 9億3373万円 |
| 第109号 | 農業集落排水事業(第2号) | 収益の収入 | 1億 879万円 | 40万円 | 1億 919万円 |
| | | 収益の支出 | 1億1106万円 | 40万円 | 1億1146万円 |

(編集・レイアウト担当 野々口・加藤)